

第8章 入場券

(入場券の発売)

第169条 次の各号に掲げる者が、乗車以外の目的で乗降場に入場しようとする場合は、入場券を購求し、これを所持しなければならない。この場合、入場者の年齢別の区分については、第44条第1項の規定を準用する。

(1) 大人

(2) 小児（大人及び小児が、2人を超える幼児を随伴するときは、その超える幼児については、小児とみなす。）

2 入場券は、駅において、係員または乗車券類印刷発行機により発売する。

この場合、入場券の使用時間を制限して発売することがある。

3 前項後段の規定により入場券の使用時間を制限する場合は、券面に発売時刻及び使用時間を制限する旨を表示して発売する。

4 入場券は、入場する日の当日に発売する。

(入場料金)

第170条 入場料金は、入場券1枚について次のとおりとする。

大人 180円 小児 90円

(入場券の効力)

第171条 入場券は、券面表示駅で発売当日中に1人1回に限って、使用することができる。

(参考)

入場券の使用制限

規則第6条

(入場券が無効となる場合)

第172条 入場券は、次の各号の一に該当する場合は、無効として回収する。

(1) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用したとき。

(2) 券面表示駅以外の駅で使用したとき。

(3) その他入場券を料金等を免れる手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造の入場券を使用して入場した場合に準用する。

(参考)

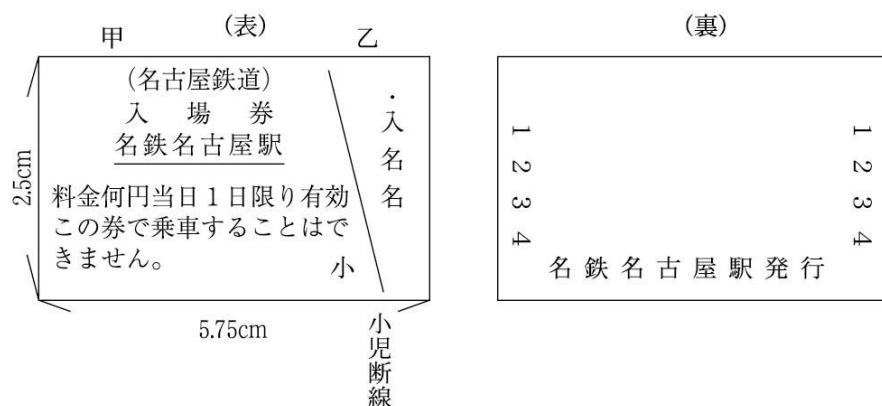
偽 造

規則第92条

(入場券の様式)

第173条 入場券の様式は、次のとおりとする。

1 第1種 大人・小児用

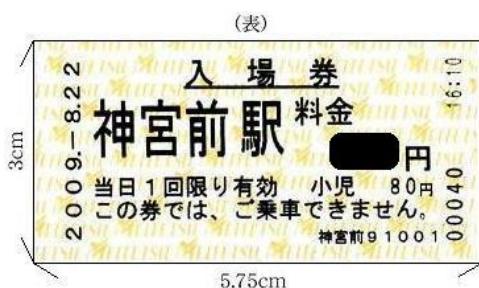


着色 (表) 白色 (裏) 白色

(備考)

- (1) 紙質は、白ボール33.5KRとする。
- (2) この入場券は、大人専用または小児専用のものを作成することができる。
この場合、小児専用のものにあっては、第101条第1項の規定を準用する。
- (3) 必要に応じ、発行駅名を省略することができる。

2 第2種 乗車券類印刷発行機用



着色 (表) 淡黄色 (裏) 黒色

(備考)

- (1) 紙質は、感熱紙135KRとする。
- (2) 裏面は、磁気式とする。
- (3) 小児用入場券の券面には「小」の印字を行なう。

(入場券の改札及び引渡し)

第 174 条 入場券を使用する者は、入場の際に、係員に呈示して改札を受けるものとする。

2 入場券は、その使用を終えたときは、直ちに係員に引渡すものとする。その効力を失った場合もまた同じ。

3 自動改札機用入場券（磁気券）を所持する旅客は、入場の際、当該入場券を自動改札機に投入することにより、前各項に規定する係員による改札、または引渡しに代えることができる。

(無札入場者)

第 175 条 乗車以外の目的によって、入場券を所持しないで入場した場合または、第 172 条第 1 項の規定により入場券を無効として回収した場合は、当該入場者から第 170 条の規定による入場料金を收受する。

2 前項の規定は、第 172 条第 2 項の規定により偽造の入場券を回収した場合に準用する。

(入場料金の払いもどし)

第 176 条 第 6 条の規定により入場券の使用を制限し、または停止した場合は、入場料金額の払いもどしを請求することができる。

2 前項による場合のほか、入場料金の払いもどしはしない。